

2014夏休み企画展「文化財に親しもう！」ワークシート

学校名() 年 組

律令時代の税金

番 氏名

教科書などでは...

701年 大宝律令がつくられる。

朝廷(中央政府)

天皇を頂点として、太政官が政策を決め、その下にある八つの省が実施に当たる。印を押した文書で伝達する。

地方

国・郡・里に分け、中央から国司を派遣し、郡司や里長に任命された地方豪族を監督した。

税制等

班田収授法がつくられ、6年ごとに作成される戸籍に基づいて家族ごとに口分田が与えられ、税が徴収された。税は、租・庸・調などからなり、その他、兵役や労役などがあった。また、農民に種もみを貸し付け、利息を取る制度もあった。

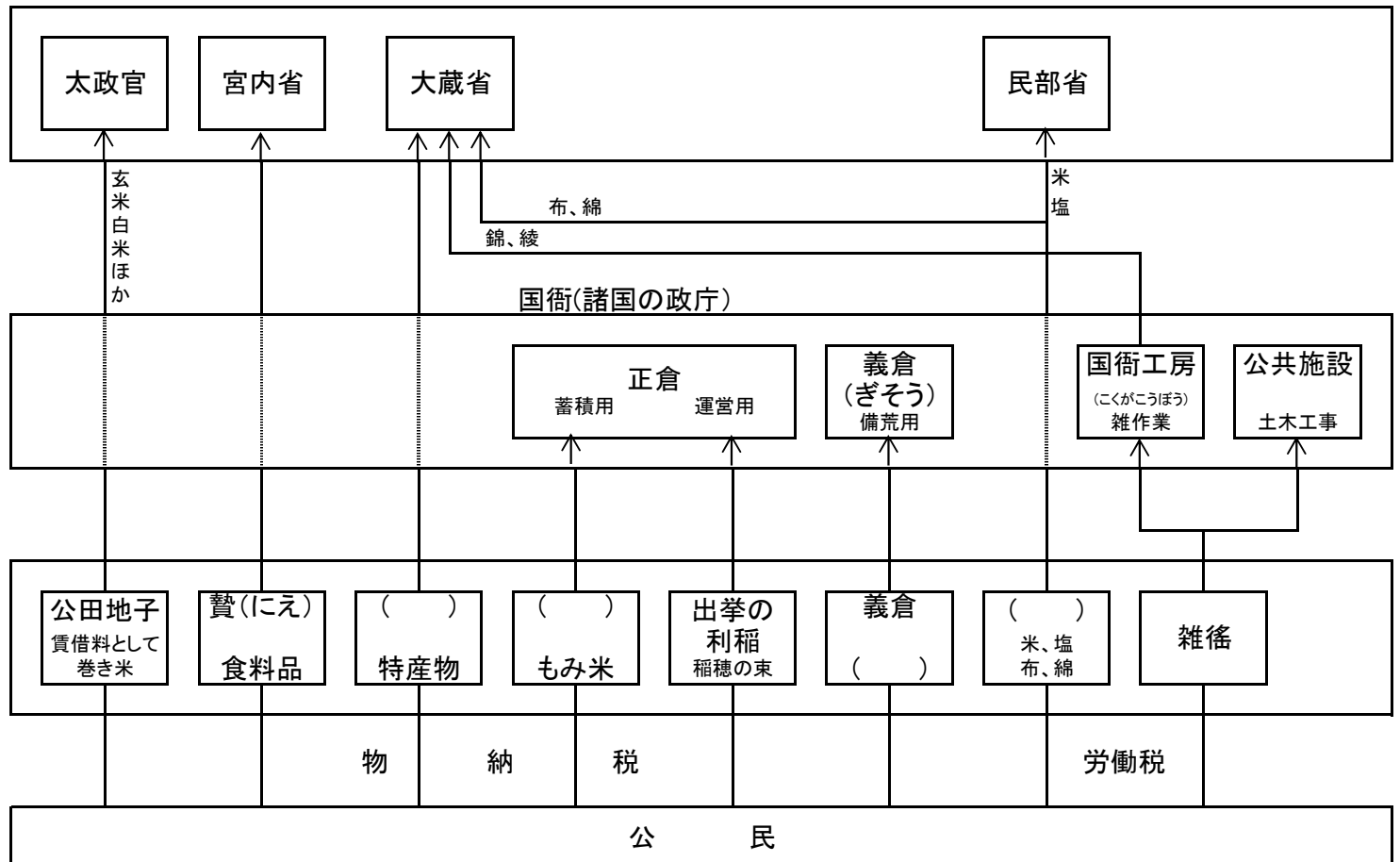
和歌山県では...

紀伊国では、伊都・那賀・名草・海部(あま)・阿堤(あて)・日高・牟婁の7郡に分けられた。

律令時代の税金

()を埋めて、この図を完成させよう！

中央政府



Aさんの家では...

当時は、税金を年令の区分に従って徴収していました。また、世帯ごとにか
けられる税金や一家の所属する国の特産物を納める税金もありました。

Aさんの一家は、父44才、母40才、兄18才、妹が14才です。

この一家が和歌山県の海岸部に住んでいたとしたら、1年間の税金はいくら
でしょう？

租(そ)(穀) 父;3束、母;2束、兄;3束、妹;2束、計10束(67.5kg)父精米36^斗_二
調(ちょう)(塩) 父;3斗、母7升5合、計3斗7升5合=27^斗_二
庸(よう)(麻布) 父1丈4尺、計1丈4尺(416^疋_二)
義倉(ぎそう)(粟) 一家の合計;8斗(57.6^斗_二)
出挙(すいこ)(借りた稲穂+利子分5割) 父;30束、母;30束、計60束(405kg)
雑徭(ぞうよう)(国府関係の労働) 父60日、兄15日
兵役(へいえき)(軍団での訓練) 父10日(3年に1度)、但しその間の庸、雑徭は免除
仕丁(しちょう)(都での労働) 父3年(50戸ごと2人負担)、その間の調、庸、雑徭は免除

その他、一家の居住している郷は共同で中男作物(亀甲)、贄(鯨・鯛・巻貝)を納めた。

木簡の役割...

藤原京や平城京などから出土した木簡の中には、紀伊国の地名が記されたも
のが40点以上も含まれています。

この木簡は何のために作られたのでしょうか？



自分で調べたり、博物館で聞いたりしたこと。

スタンプを押してね！